

議案第9号

守口市地域福祉推進基金活動助成事業審査会条例案

守口市地域福祉推進基金活動助成事業審査会条例を、次のように制定する。

令和2年2月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市地域福祉推進基金活動助成事業審査会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、守口市地域福祉推進基金活動助成事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、守口市地域福祉推進基金条例（平成3年守口市条例第17号）第4条の収益を財源として行う地域福祉に関する活動に対する助成についての審査に関する事項を調査審議し、答申する。

(委員)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、地域福祉主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。